

裁判所めぐり

松江 地方 家庭 裁判所

■ 知ってください！！ 島根県 ■

松江ってどこ？と思われた方もいらっしゃることでしょう。松江市は島根県の県庁所在地です。

さて、島根県がどこにあるのかわからない又はちょっと自信のないあなた、この紙面でぜひ場所を覚えてください。

島根県は中国地方の日本海側に位置し、東西に約230kmという横長の県です。



一般的に旧暦10月のことを「神無月」といいますが、縁結びの神様で有名な出雲大社がある出雲地方では、全国の八百万の神々が出雲大社に集うことから「神在月」といいます。風光明媚な自然が数多く残り、神々が集う、神秘の国「島根」で、あなたも一度古代の風を感じてみませんか？

■ 島根県の裁判所 ■

島根県は東部の出雲地区、西部の石見地区、島しょ部の隠岐地区の大きく三つの地区からなり、裁判所は、松江市に広島

高等裁判所松江支部、松江地方・家庭裁判所本庁及び松江簡易裁判所があるほか、出雲市、浜田市、益田市、隠岐の島町に支部と簡易裁判所が、雲南市、川本町に家裁出張所と簡易裁判所があります。

島根県は全国有数の弁護士過疎県と言われており、とりわけ浜田支部、益田支部が管轄する石見地区は長い間弁護士ゼロワン地域の一つでした。これを解消するため、平成12年、浜田市に全国初の公設弁護士事務所が開設され、現在では、8人の弁護士が業務を行っています。

■ 「幸せのバブルリング」® ■



【しまね海洋館「幸せのバブルリング」®】

平成12年4月、日本海に面した浜田市に「しまね海洋館 アクアス」がオープンしました。アクアスには、約400種1万点もの海の生物がいます。ここでの人気者は、西日本で初の展示となる「海のカナリヤ」と呼ばれるシロイルカで、3頭が同時に口から吹き出す空気で作る見事な輪が話題になりました。当初は単に「バブルリング」と呼んでいましたが、パフォーマンスを見た来館者から「恋人ができた」

などの感想が寄せられたことから、「幸せのバブルリング」® に名称が変更されるとともに、商標登録されました。テレビCMに起用されてからは、全国からたくさんの人がシロイルカに会いに訪れています。

■石見銀山 世界文化遺産登録！！■

平成19年6月ニュージーランドで開催された世界遺産登録委員会において、世界遺産「石見銀山遺跡」が誕生しました。

島根県のほぼ中央に位置する石見銀山は、16世紀から17世紀にかけての約1000年間に世界の産出銀の約3分の1に当たる大量の銀が採掘され、戦国大名の軍資金や江戸幕府の財源として使われました。また、石見銀山が佐摩村にあったことから「ソーマ(Soma)銀」と呼ばれ、海外にも数多く輸出されました。銀を採掘した通路を「間歩(まぶ)」といい、約600ある間歩のうち、現在、龍源寺間歩が公開されています。



おとりおさめちようぎん
【御取納丁銀】

■城下町松江■

松江は、1607年、堀尾吉晴公によって「城下町松江」のまちづくりが始まり、5年の歳月を掛けて、松江城と城下町が完成しました。堀尾公が松江の城下町と松江城の建設を始めてから400年目にあたる平成19年から、5年間にわたる「松江開府400年祭」がスタートし、「武者行列」や「お茶と和菓子のフェスタ」など様々なイベントが開催されています。

松江市は、宍道湖に面し、堀川と呼ばれる松江城のお堀や市内にたくさんの川がある「水の都」です。

堀川では、遊覧船が運航されており、夏は風鈴船、冬はこたつ船として、四季それぞれの松江を水上から楽しむことができます。

また、宍道湖は、淡水と海水が混ざり合う汽水湖であることから、シジミ、シラウオ、ウナギなどの魚介類が豊富です。宍道湖に沈む夕日は絶景で、カメラを抱えた人やカップルなどが多数訪れています。

【宍道湖の夕景】



■裁判員制度が始まります■

平成21年5月21日から、国民の皆さんに刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう裁判員制度が始まります。

松江の裁判所では、裁判員裁判に備えて、一番大きな法廷を裁判員裁判用法廷に改修しました。この法廷には、分かりやすい裁判を実現するため、現場見取図や写真などを映し出せる大型プラズマディスプレイや小型ディスプレイを整備しました。被告人や証人が立つ証言台に設置された液晶パネルに書き込みをすると、ディスプレイにその画像が映し出されるようになっています。



【ミニフォーラム 益田会場】

また、裁判員制度の順調な船出に向けて様々な広報活動に取り組んでいます。裁判員制度についての理解を深めていただくために、県内各地で裁判員制度説明会や出前講義を実施しているほか、企業等を訪問して、従業員の方々が裁判員として参加しやすいような環境の整備（休暇制度の創設など）を図っていただくための働きかけを行っています。

平成19年には、県民の皆さんの疑問に応えられる双方向的な企画として、県内5会場でミニフォーラムを開催し、約360人の方に参加していただきました。参加していただいた方からは、「難しく思っていました

ましたが、映画を見たり説明を聞いてよく分かりました。」「説明会に来てみて、私にもできるかなと思えてきた。不安が少しとれました。」といった意見も数多く寄せられました。今後も模擬裁判などを通して、裁判員裁判の円滑な運営のための検証をしていくとともに、県民の皆さんの理解が得られるよう様々な広報活動に取り組んでいきたいと考えています。



【裁判員法廷（31号法廷）】